

大治町公共下水道承認工事に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）第16条に規定する公共下水道管理者の承認を受けて公共下水道管理者以外の者が自己の負担により行う公共下水道施設に関する工事（以下「工事」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において公共下水道施設とは、下水道マンホール、下水道管、取付管及び公共汚水ますをいう。

(公共下水道施設の構造及び技術的基準)

第3条 この要綱に基づき設置する公共下水道施設の構造及び技術的基準は、町長が工事を実施する下水道施設に準ずるものとする。

(工事の条件)

第4条 工事について必要な条件は、次に定めるものとする。

- (1) 下水道法第2条第8号に規定する処理区域内又は町長との協議により終末処理場において処理可能な区域であること。
- (2) 設置する公共下水道施設は、下流端は既設の公共下水道施設に接続するとともに、原則として、1敷地当たり1個の公共汚水ますを設置すること。
- (3) 設置する公共下水道施設は、維持管理上支障のない場所に設置すること。
- (4) 計画汚水量は、既設の公共下水道施設の施設能力に支障を及ぼさないこと。
- (5) 設置する公共下水道施設は、町に無償で譲渡すること。
- (6) 公共下水道施設を私道に設置する場合は、大治町公共下水道の私道への污水管布設に関する要綱（平成19年大治町要綱第41号）第3条第1項に掲げる全ての条件を備えていること。

(工事の承認申請)

第5条 工事の承認を受けようとする者は、公共下水道施設設置工事承認申請書（様式第1号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により承認を受けた者が、その承認を受けた事項を変更しようとするときは、公共下水道施設設置工事変更承認申請書（様式第2号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 町長は、前2項に規定する申請があったときは必要な調査を行い、適当と認める場合は、承認書（様式第3号）を交付するものとする。

（工事の施工者）

第6条 工事の施工者は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

（1）建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建設業（土木工事業）の許可を受けているもの

（2）過去5年間に、県内において国又は地方公共団体が発注する同種、同規模以上の公共下水道の管渠^{きよ}布設工事の元請としての施工実績があるもの

（工事の着手及び完了の届出）

第7条 第5条の規定による承認を受けた者（以下「承認者という。」）は、その承認に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ工事着手届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 承認者は、その承認に係る工事が完了したときは、直ちに工事完了届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（工事中の措置）

第8条 承認者は、工事に関して関係機関への手続及び周辺住民への周知を図り、当該工事に係る苦情等があった場合は、速やかに対応し、その問題解決に努めなければならない。

（完了検査）

第9条 町長は、第7条第2項に規定する工事完了届の提出があったときは、申請者及び施工者の立会いの下、完了検査を行うものとする。

2 町長は、前項の検査の結果、工事が不完全であると認めたときは、当該工事の改修を命じ再検査を行うものとする。

3 町長は、前2項に規定する検査に合格した場合は、検査結果通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（完成後の措置）

第10条 前条の完了検査に合格し、検査結果の通知を受けた者は、当該公共下水道施設について、公共下水道施設無償譲渡申請書（様式第6号）により町に譲渡をするものとする。

2 町長は、前項の規定により譲渡を引き受けた場合には、公共下水道施設無償譲渡

引受書（様式第7号）を交付するものとする。

- 3 前項の規定により譲渡を引き受けた公共下水道施設について、^{かし}瑕疵が認められた場合、譲渡を引き受けた日から2年間は、当該申請者の負担において補修を行わなければならない。ただし、その^{かし}瑕疵が申請者の故意又は重大な過失により生じた場合には、その期間は10年とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。